

別表十四（七）付表三の記載の仕方

1 関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

(1) この明細書は、法人が令第123条の8第3項第3号ロ《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第9項、第11項及び第12項において準用する場合を含みます。）、「令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第123条の8第12項第3号ロ《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）若しくは平成29年改正前の令（以下「平成29年旧令」といいます。）第123条の8第12項第3号ロ《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項《個別損金額又は個別損金額》（令和2年旧令第123条の8第12項第3号ロ又は平成29年旧令第123条の8第12項第3号ロの規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連

結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2についても同じです。）。

(2) 平成29年4月1日前に最後に令和2年旧法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の支配関係があることとなった同項に規定する支配関係法人との間で行われた同項に規定する特定適格組織再編成等については、「関連法人支配関係事業年度開始日」とあるのは、「関連法人支配関係発生日」として記載します。

2 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の9《特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等》若しくは令和2年旧令第123条の9《特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧法第81条の3第1項（令和2年旧令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の9第4項第1号又は令和2年旧令第123条の9第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となるこれらの規定に規定する関連法人ごとに記載します。